

広島県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年三月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、〇三九
広島市東区	三二、二一〇
広島市南区	三七、一二六
広島市西区	四九、三九五
広島市安佐南区	五九、三六七
広島市安佐北区	四一、四〇〇
広島市安芸区	二一、〇一八
広島市佐伯区	三六、三九六
呉市	六七、七三六
竹原市豊田郡	一〇、六四一
三原市世羅郡	三二、八三六
尾道市	四一、一二五
福山市	一二五、五一八
府中市神石郡	一五、三六七
三次市	一五、八一五
庄原市	一一、四六一
大竹市	八、〇八二
東広島市	四七、三二八
廿日市市	三二、〇一五
安芸高田市	八、九一一
江田島市	七、九三〇
安芸郡	三一、五〇七
山県郡	七、七一一